

# SEI NEN H O R I T S U K A 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

N562  
2017・12・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

第16回 人権研究交流集会大成功！—会員の皆さま、ご協力ありがとうございました…… 西川研一

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第1回

安倍改憲の危険性と法律家に期待される役割—小選挙区制問題と安倍改憲問題…… 上脇博之

法律家6団体主催「安倍改憲は許さん！」院内集会報告

安倍改憲の問題性を多くの市民に知ってもらうために…… 山田大輔

□改憲NO! 広汎な世論で安倍改憲を阻止しよう(改憲問題対策法律家6団体連絡会)

さいたま市「九条俳句」掲載拒否事件…… 小内克浩

「アート引越センター」の引越事故賠償金返還等請求訴訟を提起…… 指宿昭一

伊藤詩織さんの代理人として…… 村田智子

ロースクールの実情と法曹養成

ロースクール制度・法曹養成の議論に思うこと…… 川口智也

□自衛隊を明記する憲法9条の改正案発議に反対する決議



ソウルの子ども

# 第二六回 人権研究交流集会大成功！

会員の皆さま、ご協力ありがとうございました

第二六回人権研究交流集会実行委員会

本部事務局長 西川 研一

## 二

○一七年二月二五日、二六日に大阪市の大阪府教育会館たかつガーデンにおいて、第一六回人権研究交流集会が開催されました。

今回の集会は、「単なる理想か？ 憲法の可能性と実現力」をメインテーマに、一日目はあすわか兵庫による憲法劇と二三もの分科会、そして大懇親会、二日目はメインテーマと同じ「単なる理想か？ 憲法の可能性と実現力」と題する全体会シンポジウムを行いました。

集会の参加者数は、一日目が約三二〇名、二日目が約二八〇名となりました。二日間でのべ約五〇〇名もの方に参加いただけたことになり、前回石巻での第一五回集会上回る参加者数となりました。特に二日目の全体会シンポジウムは満員となり、当日券は開会と同時に販売終了となりました。

## 一

日目の冒頭は、あすわか兵庫（明日の自由を守る若手弁護士の会兵庫支部）による憲法劇「え、自衛隊？ 憲法に書くだけなら……良いんじゃないの？」が上演されました。笑いあり、考えさせられることありの良く練

られた脚本だけでなく、出演者の皆さんの熱演が会場を圧倒していました。特に、懐かしい歌謡曲の替え歌の熱唱が印象的でした。会場を一気にヒートアップしてくれました。

その後は、二三の分科会を二部構成で行いました。多様な分科会は、それぞれに興味深く、アンケートにも「二つしか分科会に参加できないのは残念」といった趣旨

のコメントがありました。実際に参加できなかった分科会については、後日「青年法律家」（号外）でも特集を組みますので、そこで追体験いただければと思います。裁判必勝法分科会（すでにPA



上：あすわか兵庫による憲法劇  
下：裁判必勝法Part4分科会



満員となった、二日目シンポジウム

R T 4です！)には、NHKテレビの記者の方が取材に来られ、同日のニュースで放映されました。社会的な関心の高さを感じました。

一日目夜は、場所を近隣の会場に移しての大懇親会を開催しました。当初マイクが故障するとうハプニングがありました。スピーチいただきたいみなさんの進行

への協力もあり、

盛り上がりながらも時間内にプログラムを終了させることができました。七〇期修習生、七二期修習予定者といった若いメンバーからの決意表明もありました。大懇親会後は、修習期ごとの同期会が開催されました。

## 二

日目は、「単なる理想か？ 憲法の可能性と実現力」と題する全体会シンポジウムを行いました。パネリストには、木村草太さん(憲

法学者)、金平茂紀さん(ジャーナリスト)、猿田佐世さん(弁護士)、太田啓子さん(弁護士)を招き、今泉義竜会員のコーディネートで、メディアと憲法、安保・外交・自衛隊と九条、どう伝える？

憲法の力、といったテーマについて議論いただきました。多岐にわたる議論であるにもかかわらず、パネリストの切れ味鋭い発言と、絶妙なコーディネートで充実した内容になったと思います。詳しくは、これも後日の「青年法律家」の特集でご覧ください。アンケートには、「この間、ストレスを感じる憲法状況だったけど、元気が出た」「もつと聞きたかった」といったコメントがみられ、好評だったようです。

## さ

て、開催概要は以上のような次第ですが、参加いただいた皆様、そ

して参加や募金を呼びかけいただき、またこれに呼応してご協力いただいた皆様に心より御礼申し上げます。文字どおり全国の青法協会員に奮闘していただき、内容面でも財政面からも成功に導いていただきました。本当にありがとうございました。

また、今回は京阪神の青法協会員に、多数スタッフとして参加してもらい、準備や当日の運営などを手伝ってもらいました。忙しいなか、何度事前打ち合わせを行い、当日も早朝より会場に詰めて、がんばってくださった皆様に感謝しています。とりわけ、石田法子実行委員長の底力も見せていただくことができました。また、昼夜を分かつた奮闘された大前治現地事務局長の働きは特筆に値すると思います。あらためて、あたたかい思いやりをもった人助けのプロフェッショナルが集まるのが青法協なのだと感じました。ありがとうございました。

今回の集会もこれまでの集会と同様、次に活かすべき多くの学びがあったと思います。参加できなかった方も、ぜひ「青年法律家」での特集をご覧ください。憲法をめぐる環境が危機を帯びていく今だからこそ、この集会の内容を各分野での活躍に活かしていただければと思います。

全く至らぬ本部事務局長ではありますが、皆様のおかげで集会を成功させることができました。本当にありがとうございました。



安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第1回

# 安倍改憲の危険性と 法律家に期待される役割

## —小選挙区制問題と安倍改憲問題—

兵庫県 上脇 博之 (神戸学院大学教授)

### 一 違憲の小選挙区制に基づく 「つくられた与党三分の二」

安倍晋三自民党総裁(首相)は、今年(二〇一七年)五月三日の憲法記念日に、憲法第九条の第一項・第二項を残し、第三項を新設して自衛隊を明記する加憲論を提案しました。読売新聞の同日付紙面では、安倍首相単独インタビューでその改憲論を詳細に報じました。九条三項加憲論は、日本会議常任理事の伊藤哲夫(日本政策研究センター代表)の意見に基づくものです(参照、伊藤哲夫『三分の二』獲得後の改憲戦略『明日への選択』二〇一六年九月号)。

安倍内閣は、森友学園・加計学園疑惑の追及を恐れて、九月二八日に衆議院を解散する暴挙に出ました。そして一〇月二二日の総選挙の選挙結果は与党の圧勝でした。しかし、これは、憲法の要求に反する結果を生み出す小選挙区選挙によって人工的に生み出されたもので、民意の結果とは言えないものでした。

憲法は国民主権に基づく議会制民主主義を採用し、議会を限りなく直接民主主義に近いものにするために、国民代表につき、主権者国民の縮図である社会学的代表を要請しています(第一五条・第四三条)ので、これまでの総選挙の選挙結

果が証明しているように、大政党の過剰代表と中小政党の過少代表を生み出す小選挙区選挙は私見では違憲です(上脇博之『なぜ四割の得票で八割の議席なのか』日本機関紙出版センター・二〇一三年)。

この点は、議員定数が前回二〇一四年総選挙時の四七五から一〇減員され四六五だった今回の総選挙でも同様でした。与党の自民党と公明党の当選者数(投票当日の追加公認を含まない獲得議席数)合計は、ちょうど「三分の二」の三〇(二八一と二九)で、議席占有率の合計は六六・六%(六〇・四%と六・二%)もありますが、両党の比例代表選挙での得票率の合計は五〇%を下回る四五・七八%(三三・二八%と二二・五一%)にとどまり、同得票率で比例配分すると二三議席(一五五と五八)と試算される。つまり自公与党は九七議席も過剰代表されている計算になります(表1参照)。

このように与党は半数の得票率を得ていないにもかかわらず「三分の二」の議席を獲得したわけですが、このような過剰代表による「つくられた与党」を生み出した最大の原因は、民意を歪曲する小選挙区効果に基づくものでした。

自民党は小選挙区選挙で二八九の議員定数のうち二二五議席を獲得し、議席占有率は七四・四%もありましたが、同党の得票率は投票行動が

【表1】2017年衆議院総選挙結果と比例配分試算

| 政党名    | 議席数<br>当選者 | 議席数<br>小選挙区 | 議席数<br>比例代表 | 議席占有率<br>並立制 | 得票率<br>比例代表 | 議席数(試算)<br>比例配分 |
|--------|------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-----------------|
| 自民党    | 281人       | 215人        | 66人         | 60.4%        | 33.28%      | 155人            |
| 公明党    | 29人        | 8人          | 21人         | 6.2%         | 12.51%      | 58人             |
| 希望の党   | 50人        | 18人         | 32人         | 10.8%        | 17.36%      | 81人             |
| 日本維新の会 | 11人        | 3人          | 8人          | 2.4%         | 6.07%       | 28人             |
| 立憲民主党  | 54人        | 17人         | 37人         | 11.6%        | 19.88%      | 92人             |
| 日本共産党  | 12人        | 1人          | 11人         | 2.6%         | 7.90%       | 37人             |
| 社民党    | 2人         | 1人          | 1人          | 0.4%         | 1.69%       | 8人              |
| 日本のこころ | 0人         | 0人          | 0人          | 0%           | 0.15%       | 1人              |
| 幸福実現党  | 0人         | 0人          | 0人          | 0%           | 0.52%       | 2人              |
| 新党大地   | 0人         | 0人          | 0人          | 0%           | 0.41%       | 2人              |
| 支持政党なし | 0人         | 0人          | 0人          | 0%           | 0.22%       | 1人              |
| 合計     | 465人       | 289人        | 176人        | 100%         | 100%        | 465人            |

投票当日に追加公認があったが、それは上記数字には含めていない。小選挙区で無所属の当選者が26人いるが、省略した。ただし合計はそれを含む数字。

【表2】2017年衆議院総選挙の小選挙区選挙における結果

| 政党名    | 議席数  | 議席占有率 | 得票率   |
|--------|------|-------|-------|
| 自民党    | 215人 | 74.4% | 47.8% |
| 公明党    | 8人   | 2.8%  | 1.5%  |
| 希望の党   | 18人  | 6.2%  | 20.6% |
| 日本維新の会 | 3人   | 1.0%  | 3.2%  |
| 立憲民主党  | 17人  | 5.9%  | 8.5%  |
| 日本共産党  | 1人   | 0.3%  | 9.0%  |
| 社民党    | 1人   | 0.3%  | 1.2%  |
| 無所属    | 26人  | 9.0%  | 8.2%  |
| 合計     | 289人 | 100%  | 100%  |

投票当日に追加公認があったが、それは上記数字には含めていない。

大政党の候補者に誘導されるとはいえ全国集計しても五〇%を超えておらず四七・八%でした。公明党の当選者八名を加えると二三議席で、議席占有率は七七・二%もありましたが、同党の得票率一・五%を加えても四九・三%でした。つまり、得票率は連立与党の合計でも五〇%を下回っていたのに、小選挙区選挙の当選者は四人に三人が自公両党でした(表2を参照)。

要するに、自公両党は、比例代表選挙で過半数の得票率を得ていなかったのですから、安倍政権与党は主権者国民に信任されてはいなかったのです。

す。にもかかわらず、不当な過剰代表を生み出す小選挙区効果のお陰で「三分の二」の議席を獲得したのです。

## 二 安倍改憲の危険性と法律家に期待される役割

二〇一七年一月、二〇一四年衆議院総選挙の結果に基づき毎日新聞が試算したところによると、民進、共産、自由、社民四党が候補者を一本化すれば、計五八の小選挙区で与党の現職を逆転する可能性があり、自公与党は総定数四七五の「三分の二(三七議席)」を大きく割り込み、計二七〇議席前後まで減らす可能性が出てくると報じられました(次期衆院選 野党協力で逆転五八区一四年基に試算)毎日新聞二〇一七年一月四日〇七時三〇分)。

ところが、「市民と野党四党の共闘」を邪魔し、安倍首相退陣を阻止し、上記の自公与党の圧勝を生み出したのは、「希望の党」(代表、小池百合子都知事(当時)の立ち上げ(九月二七日))と総選挙への立候補でした。

同党は、総選挙で、「憲法九条をふくめ憲法改正論議をすすめます。……自衛隊の存在は国民に高く評価されており、これを憲法に位置づけることについては、国民の理解が得られるかどうか

か見極めた上で判断する。……、緊急事態における国政選挙の先延ばし、……などについて検討する」と公約していました。

また、日本維新の会の松井一郎代表（大阪府知事）は一〇月二日に、一〇日に公示される衆院選後の政権構想について「自民党と組むかもしれない」と述べていました。

さらに、自民党は総選挙で「憲法改正については、国民の幅広い理解を得つつ、……自衛隊の明記、教育の無償化・充実強化、緊急事態対応、参議院の合区解消の四項目を中心に、党内外の十分な議論を踏まえ、……初めての憲法改正を目指す」と公約に明記しました。

しかし、安倍自民党総裁は選挙応援で改憲を語ることはありませんでした。にもかかわらず、自民党は、総選挙後、年明けの通常国会で改憲原案を提出する方向で動き出しています。公明党が改憲に反対すると、自民党だけでは「三分の二」に達しませんが、日本維新の会や希望の党の改憲議員らを加えると、改憲勢力は改憲の発議に必要な「三分の二以上」を充たすおそれがあります。

自衛隊の憲法明記は「戦争をする国家づくり」の一環で、安保関連法＝戦争法の「合憲」化も目指すもの。

「緊急事態対応」のための改憲は「ナチス政権の手口」（麻生太郎副総理二〇一三年七月一九日発言）

により議会制民主主義・三権分立制・人権保障の否定を「合憲」化するもの。

「教育の無償化・充実強化」は口先だけの公約で、その本音は教育への右翼的国家介入を「合憲」化するもの。「参議院の合区解消」は、衆議院小選挙区選挙と類似し民意を歪曲する参議院選挙区選挙を温存し、議員定数不均衡による投票価値の不平等を「合憲」化するもの。いずれも憲法改悪です（詳細は上脇博之『日本国憲法の真価と改憲論の正体』日本機関紙出版センター・二〇一七年第六章）。

研究者であれ弁護士であれ、法律家は、日本国憲法の基本原理を明文で破壊する安倍改憲の本質的問題性・危険性を国民に訴え、憲法改悪を阻止するために率先して奮闘することが期待されます。

共に頑張りましょう。

今号より、改憲問題について研究者会員の論稿を連続的に掲載予定です。ご期待ください。（編集部）

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

## 人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられ、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ  
定価2,500円（税込）



安倍改憲を許さない立場から、立憲フォーラム所属の国会議員（民進党、立憲民主党）、共産党及び社民党の国会議員も参加され、共闘のご挨拶をいただいた。

同集会では、二〇一七年一月に、主に憲法の基本原則や安倍改憲の四論点（九条に自衛隊を明記、高等教育無償化、緊急事態条項、参議院合区解消）を解説したブックレット「解説 安倍改憲は許さん！」が出版

二 〇一七年一月二十九日、改憲問題対策法律家六団体連絡会主催で、「安倍改憲は許さん！」院内集会が開催された。

されたことが報告され、それに基づいた学習会も行われた。

## 『〔解説〕安倍改憲は許さん！』

ブックレットの普及にご協力ください

安倍改憲NOの市民の運動に役立ててもらうため、当部会も参加する改憲問題対策法律家6団体連絡会と、超党派の国会議員による議員連盟「立憲フォーラム」が共同してブックレットをつくりました。各地の憲法学習会などで幅広くご活用ください。



（主な内容）

- 第1章 憲法と立憲主義
- 第2章 安倍政治と立憲主義
- 第3章 9条に自衛隊の存在を明記する改憲案の本質と危険性
- 第4章 自民党が提起する9条以外の改憲案
- 第5章 総選挙後の改憲状況

2017年11月下旬発行

A5判 36ページ

頒価 100円（送料別途、ただし10部以上は送料無料）

11/29 開催

## 安倍改憲の問題性を 多くの市民に知ってもらうために

東京 山田 大輔

法律家六団体主催「安倍改憲は許さん！」院内集会報告

同

ブックレットは、安倍政権が打ち出してきた上記四論点について、平易な言葉で解説をし、市民が安倍改憲の問題性について学習する資料として極めて有益な内容である。しかも、一冊一〇〇円と安価なので、市民も購入しやすい。現在、安倍改憲を許さないための活動として、三〇〇〇万署名が取り組まれているが、その達成のためには、安倍改憲の問題性を市民に知ってもらう必要はない。

ぜひ、同ブックレットを用いて、「安倍改憲を許さん！」という世論を、三〇〇〇万人を超えて広げていきましょう。



## 改憲問題対策法律家六団体連絡会〇アピール

## 改憲NO！ 広汎な世論で安倍改憲を阻止しよう

安倍晋三内閣は、野党による憲法に基づく再三にわたる臨時国会開催要求を無視しながら森友・加計問題をはじめとする疑惑隠しをはかつて、九月二十八日、臨時国会冒頭の衆議院解散という憲法破壊の暴挙にでました。憲法と日本の針路に大きな影響を与える一〇月二三日の総選挙では、自由民主党は二八四議席を獲得し、公明党、希望の党、日本維新の会など、改憲勢力が約八割となった一方、安倍改憲に反対する側は、野党分断の攻撃を乗り越え、立憲民主党、日本共産党、社会民主党、無所属を合わせて約九〇議席を獲得しました。これは、市民連合など国会外の運動と結んで憲法を守ろうという勢力が力強く結束していくという姿を国民の前に示したものです。

衆院選後の動きは、改憲諸党のなかでも公明党が九条改憲には消極的な態度を示し、維新の会が教育無償化に重点を置き、また希望の党の中でも改憲や安保法

制への態度をめぐって意見が分かれるなど、安倍改憲反対の国会勢力と市民の共同に対する警戒心がうかがわれます。それでも改憲勢力の本命はあくまで九条改憲です。しかも安倍首相は「スケジュールありきではない」といながら、多数の議席を背景に、あくまで二〇一八年通常国会での改憲発議、秋の国民投票実施をねらっています。

私たち改憲問題対策法律家六団体連絡会は、本日、「安倍改憲は許さん！」院内集会を開催し、憲法九条の意義や自衛隊の性格を根本から変えてしまう「九条に自衛隊を明記する」改憲案の本質と危険性、教育無償化・緊急事態条項・参議院選挙での「合区」解消のための改憲案の問題性、改憲手続法（国民投票法）の問題点と危険性について学び合い、この問題をひろく国民に伝えていくことを確認しました。このたび立憲フォーラムと共同で上梓した「安倍改憲は許さん」のブッ

クレットを大いに活用、普及して、安倍改憲NOの国民世論を大いに盛り上げていきましょう。

改憲問題対策法律家六団体連絡会も参加している「安倍九条改憲NO！ 全国市民アクション」が提起した三〇〇〇万人署名の取り組みは、いまこそ緊急性を増しています。二〇一八年通常国会での九条改憲発議を阻むために、全国の草の根で、全力で三〇〇〇〇万人に取り組みを強め、改憲勢力が改憲を発議できない状況を作り出そうではありませんか。こうした幅の広い声を結集することで、それによって、万一発議が行われた場合にも国民投票でそれを否決する力をつくることができます。三〇〇〇〇万人署名の運動を全国津々浦々に広めるために、法律家として力を尽くすことをここに表明します。

二〇一七年二月二十九日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター 共同代表理事 宮里 邦雄

自由法曹団 団 長 船尾 徹

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議 長 北村 栄

日本国際法律家協会 会 長 大熊 政一

日本反核法律家協会 会 長 佐々木 猛也

日本民主法律家協会 理事長 右崎 正博



# 安倍改憲に対する

## 反対・抗議の行動を！



自民党は二〇一八年の通常国会に自衛隊明記を柱とする改憲案を提出し、同年中に国民投票を実施すると報じられています。

青法協弁学合同部会においては、これまで憲法九条を空文化させる明文改憲の危険性を繰り返し訴えてきており、第四八回定時総会（六月二五日）では「安倍政権がめざす九条「加憲」を含む二〇二〇年までの明文改憲に反対する決議」を採択し、第三回常任委員会（二月二六日）でも「自衛隊を明記する憲法九条の改正案発議に反対する決議（別掲）を採択し、それぞれの決議は関係各所に執行しております。決議全文はいずれも青法協ホームページから見ることができます。

今後とも、首相官邸や衆・参両院、自民党・公明党に対して明文改憲反対の声を届けていく必要があります。

つきましては、みなさんお一人お一人から、FAXでの意見表明をしていただくことを呼びかけます。その際、ぜひ前述の決議にコメントを付す

などしてご活用いただければ幸いです。

また、当部会は、「改憲問題対策法律家六団体連絡会」の構成団体の一つとして、「安倍九条改憲NO！全国市民アクション」の賛同団体に加わっております。「安倍九条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名」については、三〇〇万筆の目標をぜひとも達成していきましょう。

ご協力、よろしくお願い申し上げます。

### 安倍改憲に対する反対および抗議先

**\*自由民主党** (<https://www.jimin.jp/voice/>)

ホームページの一番下右側「自民党への意見」

より申込フォームへ

FAX 03-5511-8855

**\*公明党** (<https://www.komei.jp/contact/>)

ホームページの一番下「あなたの声を公明党に」

より申込フォームへ

FAX 03-3353-0457

### \*衆議院憲法審査会 意見窓口

メール [kenpou@shugiin.go.jp](mailto:kenpou@shugiin.go.jp)

FAX 03-35581-5875

いずれのご意見についても、住所、氏名、年齢、職業、電話番号（又はファックス番号、メールアドレス）を必ず明記してください。

### \*参議院憲法審査会 意見窓口

〒100-0044 東京都千代田区永田町1-11-16

参議院第二別館内 参議院憲法審査会事務局

FAX 03-5512-3925

メール [sankenpoushinsa@san-gin.go.jp](mailto:sankenpoushinsa@san-gin.go.jp)  
（添付ファイルの受け取りは不可）

### ◇憲法を生かす全国統一署名について

ネット署名もあります。次回、集約日は四月二五日（第二次）、五月末日（第三次）です。

署名は集まり次第、届けてください。できるだけ筆数をメモ紙に記載し同封してくだされば幸いです。

【送付先】安倍九条改憲NO！全国市民アクション

〒101-0064

東京都千代田区猿樂町1-2-3 錦華堂ビル4A

TEL 03-5280-7157

# さいたま市 「九条俳句」掲載拒否事件

埼玉 小内 克浩

1

二〇一七年一〇月三日、さいたま地裁は、さいたま市が「九条俳句」を公民館だよりに不掲載にしたことを違法と認め、原告に対し、慰謝料五万円の支払いを命ずる判決を言い渡しました。

原告が所属していたサークルは、さいたま市内の公民館で毎月句会を開催し、句会の参加者で選んで三橋公民館に提出した俳句が、公民館が発行する「公民館だより」に、二〇一〇年二月から二〇一四年六月までの三年八か月間、一度の例外もなく、毎月掲載されていました。そうしたら、二〇一四年六月二四日の句会で選ばれた「梅雨空に『九条守れ』の 女性デモ」という俳句が、突如として不掲載とされました。

2

さいたま地裁判決は、サークルが提出した俳句を、公民館が三年八か月間にわたり継続して掲載してきたことから、原告が「九条俳句」を公民館だよりに掲載されると期待するのは当然とした上で、「原告の上記期待は、著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみると、法的保護に値する人格的利益である」と判示しました。そして、「公民館の職員らが、著作者である原告の思想や信条を理由とする不公正な取扱いをした場合、同取り扱いは、国賠法上違法となる」とし

3

て、さいたま市による不掲載の違法性を認めました。同判決は、国賠法一条の「法的に保護された利益」の解釈において、憲法が保障する思想の自由及び表現の自由を踏まえて、「九条俳句」の不掲載が違法であるという判断を示しました。判決のこの点については、実質的な憲法判断を行ったものとして一定の評価をすることができます。

本件訴訟では、社会教育学会の全面的な支援をいただいて、大人の学習権を被侵害権利の一つに位置づけ、裁判闘争を行いました。憲法二六条等により大人の学習権が保障され、教育基本法や社会教育法を通じてこれが具体化されているところ、大人の学習権の最大の特徴は、学校のような教育機関を通じて実現されるものではなく、学びたいと考える人々が自主的に集まって、相互の学び合いを通じて実現されるという点にあります。さいたま市による俳句の不掲載は、このような自己教育、相互学習のプロセスを阻害するものとして、大人の学習権を侵害しているという主張を裁判で行いました。

この点についてさいたま地裁判決は、大人についても憲法上学習権が保障されること、公民館職員を規律する社会教育法の諸規定が「大人の学習権を保障する趣旨」であることを明示しました。ただし、憲法上の学習権の保障範囲については、

4

学習成果の発表の自由まで含まれるものではないとして、本件では学習権侵害を認めませんでした。

さいたま市は、上記地裁判決を不服として東京高裁に控訴をしました。不掲載が

違法であると断罪されたにもかかわらず、違法状態の早期解消を拒み、見苦しい抵抗を続けるさいたま市の姿勢は極めて不当です。

また、原告も、さいたま市の控訴を受けて、地裁判決の上記の不十分な点を中心に、控訴の手續

をとりました。東京高裁では、違法状態の早期解消を目指すとともに、憲法上の権利侵害についてさらに踏み込んだ判断を得ることができるよう、全力を尽くしてまいります。

## 『アート引越センター』の 引越事故賠償金返還等請求訴訟を提起

東京 指宿 昭一

### ■アート元労働者三名が

### 引越事故賠償金返還を求めて提訴

二〇一七年一〇月二日、アートコーポレーション株式会社(以下、「アート」といいます)横浜都筑支店に勤めていた元社員三名が原告となり、引越事故賠償金及び未払残業代等約三七六万円の返還・支払を求めて横浜地裁に提訴しました。

原告三名は、「残業代がどうも少ない。会社が操作しているのではないか?」と疑いを持ってい

ましたが、街頭で労働組合・日本労働評議会(労評)のビラを受け取ったのがきっかけで、労評に相談しました。労評で事情を聞いてみると、残業代の不正操作以外にも様々な違法行為が行われている実態が明らかになり、三名は労評に加入し、アートと団体交渉を行うことになりました。

三回の団体交渉で、アートは、未払残業代については、残業時間の改ざんを行っていたことを認めた上で、「別の手当に付け替えて支払っているの

引越事故賠償金については、「会社が決めた制度通りに運用がなされていなかったため、返還するが、会社が顧客に弁償した分については、別途賠償金を請求する」「引越事故賠償金の返還請求は、労働債権なので二年分までしか返還しない」と回答してきました。

なお、未払残業代については、会社が提出した資料の始業・終業時間に基づいて計算しても、会社が主張する業務時間よりも一日当たり二〇分、数時間程度多い時間働いていたことがわかりまし

た。つまり、一日当たりの労働時間を少なくして賃金計算をしていたことになります。

団体交渉で、会社は労評の全額返還要求を認めず、三名は訴訟を通じてこの問題の解決を図り、また、社会的にこの問題を訴えていくことに踏み切りました。原告らの代理人は、労評顧問弁護士である私です。

## ■アートにおける違法な

### 「引越事故賠償金」の制度と運用

アートでは、引越作業で物を破損すると、労働者の「リーダー」から一件あたり三万円限度で賠償金を徴収しています。ここには大きな問題があります。

第一に、労働過程において通常求められる注意義務を尽くしている場合には、労働者に損害賠償義務は生じません（光栄機設事件・大阪地判平一〇・一・二三労働判例七三二号）。また、軽過失により損害が発生したとしても、そのような損害の発生が日常的に発生するような性質のものである場合は、損害の発生は労働過程に内在するものとして、損害賠償義務は発生しないと考えるべきです（大隈鐵工所事件・名古屋地判昭六二・七・二七労働判例五〇五号）。このような損害は、使用者として当然予見できるものであり、使用者は労働者を使って利益を上げているのですから、労働

過程から発生するリスクは使用者が甘受すべきなのです。

また、労働者が損害賠償義務を負う場合であっても、労働者が発生した損害の全てを負担すべきではなく、損害の公平な分担という観点から、労働者の負担は制限されるべきであり、判例上も全額賠償を認めることは稀です（茨城石炭商事事件最判昭五一・七・八判例時報八二七号）。使用者の労働者への求償を損害額の四分の一に制限。

アートでの引越事故の発生には、アートの長時間労働が背景にあります。アートでは、三六協定で決められた残業時間の上限が、一ヶ月一九五時間を年二回、一ヶ月二〇時間を年四回、年間で二一〇時間（平成二六年度、二七年度）とされており、過労死ラインを遙かに超える異常な長時間残業が許容されていました。そして、実際に、原告三名の年間残業時間は、各自二五〇時間を超えており、三六協定に違反するような過酷な長時間労働が日常化していました。

原告のAさんは、「忙しい時期ではなくても朝七時から仕事を始め、夜は九時、一〇時までかかるのが当たり前。繁忙期には午前二時、三時まで仕事をし、寝る時間がない。子どもと遊ぶことも出来ず、妻からは『辞めてくれ』と言われた。体もキツイ」と語っており、このような過酷な労働実態が日常化していました。

このような過酷な長時間労働を強いておきながら、引越作業で生じた損害を労働者に転嫁することとは許されません。

第二に、アートの引越事故損害賠償請求では、「リーダー」に法的責任があることを確認しないまま、顧客から引越事故のクレームがあり、アートが顧客に損害賠償金を支払うと、「リーダー」が賠償金を徴収していました。つまり、リーダーに法的責任がない場合にまで、「リーダー」である労働者は賠償金を支払わされていたということです。

第三に、アートでは、労働者へ引越事故損害賠償金の請求を、「引越事故責任賠償制度」という社内規定した制度に基づいて行っていました。ところがその制度の規程によると、「引越事故に関し、リーダーの責任と権限を明確にする」、「当該引越作業のリーダーに責任がある場合に限り、リーダーは……損害賠償を一定の限度で負担する」とされているにもかかわらず、リーダーに本当に責任があるのかどうか、リーダーが賠償責任を負うような故意・過失がある引越事故なのかを問うことなく、責任賠償金を支払わされていました。

さらに、事故処理手続きとして、「事故報告書」を作成し、「リーダーは責任賠償金の支払いに同意するときは、『事故報告書』に、自己の責任を認めて責任賠償金を支払う旨を記載し、署名、捺印



| 2017年 4月 給与支給明細書 |         |         |         |
|------------------|---------|---------|---------|
| 差引支給額            |         | -1,000  |         |
| 支 給              |         | 控 除     |         |
| 本給               | 53,600  | 健康保険料   | 15,195  |
| 技能給              | 4,130   | 厚生年金保険料 | 27,273  |
| 品質管理手当           | 6,880   | 雇用保険料   | 632     |
| 地域手当             | 11,460  | 所得税     | 1,540   |
| 残業手当             | 97,571  | 組合費     | 1,000   |
| 深夜残業手当           | 246     | 引越事故賠償金 | 113,550 |
| 所定内残業手当          | 246     |         |         |
| 遅早欠勤控除           | -15,943 |         |         |
| 総支給額             |         | 控除合計額   | 159,190 |
| 158,190          |         |         |         |
| 備 考              |         |         |         |
|                  |         | 課税対象額   | 115,090 |
|                  |         | 社会保険料合計 | 43,100  |

マイナス1000円の給与支払明細書

の上、会社に提出する「ことになっていました。しかし、実際には、アートにはそのような「事故報告書」は存在せず、この手続きが欠けていました。つまり、アートでは、自社が定めたルールを無視して、労働者に「引越事故責任賠償」金を支払っていたのです。

第四に、「責任賠償金の支払い方法」は、アートの「引越事故責任賠償制度」の規定上は、「その都度現金で支払うものとする」のが原則で、例外として「本人の申出により給料からの天引き」により清算する場合には、「引越事故責任賠償金・天

引き依頼書」を作成し、人事総務課に提出するものとされています。原告らが勤務していた横浜都築支店では、「引越事故積立金」なる名目で、一日当り五〇〇円を毎月の給与から天引きして、強制的に徴収していました。これは賃金全額払いの原則（労基法二四条一項本文）に違反する違法な取り扱いです。そして、引越事故があれば、この天引きされた「引越事故積立金」から引越事故賠償金が填補されるのです。

このように、アートにおける引越事故賠償制度は制度自体もその運用も違法なものです。

## ■ 月給支給額が「マイナス1000円」というツイッターの反響

本件の提訴後、アートに関するツイッターが話題になりました。引越事故賠償金二万三五〇円を天引きされ、支給額が「マイナス1000円」となった給与支払明細書の写真と共に、「もう辞めた会社だし今更感だけアート引越センターは給料を勝手に引く超絶ブラック企業です。給料日に逆にお金を渡さないといけない明細を作る異常っぷりです。一円も振り込まれていなかったです。辞めてからも毎月支払い催促の手紙が来ます。」というツイッターが投稿され（<https://twitter.com/stknochi/status/919119238173822977>）、リツイート数は三万件を超えました。実は、これを投稿したのも、労評の組合員です。

アートで行われている引越事故の損害賠償請求は、アートだけの問題ではなく、引越業界全体で広く行われています。引越事業で利益を上げている会社が、リスクを労働者に転嫁し、労働者が生活できないような状況を作り出している業界の状況は異常であり、速やかに改善すべきです。本件訴訟がその一助になればと願ってやみません。

〈追記〉提訴直後、アートは引越事故賠償制度を廃止しました。しかし、過去に支払った賠償金全額返還を認めたわけではないので、訴訟は続きます。

# 伊藤詩織さんの代理人として

東京 村田 智子

**私** は一九九六年の弁護士登録以来、犯罪被害者支援に関わっています。特に多いのが、性暴力・性犯罪被害の御相談や御依頼です。

この度、私の依頼者の伊藤詩織さんが、「ブラックボックス」(文藝春秋刊)という本を出されました。伊藤さんは、二〇一七年五月末、準強姦(現在では準強制性交)の被害の件で記者会見をされ、その様子は多くのメディアで取り上げられました。

伊藤さんは、二〇一五年四月、仕事を紹介するという名目である男性から飲食に誘われましたが、飲食の途中で意識を失い、気が付いたときにはホテルで性被害を受けていました。

その後、駆け込んだ医院では冷たくあしらわれ、性暴力・性犯罪被害者向けのホットラインでも不適切な対応を受け、勇気を振り絞っていった

警察では、「よくある話だし、難しいですよ」と言われる、人形を相手に被害の状況を再現させられる、処女かどうか聞かれる等、様々な辛い思いをされました。

それでも伊藤さんがあきらめずに警察に働きかけた結果、被疑者に逮捕状が発令されたのですが、なぜか逮捕状は執行されず、被疑者は不起訴となりました。二〇一七年五月には検察審査会に申立をされ、その際に上述の記者会見をされましたが、検察審査会は、九月、不起訴相当の議決を出しました。

その後、伊藤さんは、相手に対して損害賠償を求める民事裁判を提起されました。

**私** は伊藤さんの代理人弁護士の一として、何よりも、事件の日に何があったのか、事

実関係をはっきりさせたいと思っています。

また、伊藤さんの件では、ブラックボックスになっってしまったことがいくつかあります。例えば、逮捕状が執行されなかった理由、検察審査会で不起訴相当になった理由等です。これらの点が少しでも明らかになるようにと願っています。

それから、この国の性犯罪・性暴力被害者の置かれた状況が少しでも改善されるよう、尽力したいと思っています。刑法改正(性犯罪規定の改正)の三年後見直しも課題の一つです。

民事裁判はまだ始まったばかりです。

今後とも、伊藤さんの活動と私たち代理人弁護士の活動を応援していただけますようお願い申し上げます。

# ロースクール制度・ 法曹養成の議論に思うこと

東京 川口 智也

## 一 自己紹介

私は、二〇一二年三月に都内の国立大学を卒業した後、同年四月から二〇一五年三月まで、三年間、都内の私立ロースクール（以下「LS」）に通いました。お世辞にも優秀な学生とはいえませんでした。幸い司法試験に合格することができ、現在、弁護士として様々な活動に取り組んでいます。ここでは、LS制度や法曹養成に関する小難しい考察は期待されていないと信じて、LSで学び法曹となった当事者として、LS入学前から弁護士になるまでの間に感じたことなど、個人的な体験談と感想を書かせて頂きます。

## 二 LS制度

### (1) LS入学まで

私は将来弁護士になりたいと考え、大学では法学部に進学しました。きっかけは、高校生の頃、弁護士を特集したノンフィクション番組をテレビで見えたことです。刑事事件や集団訴訟に取り組む弁護士の活動を見て、弁護士という職業に魅力を感じ、弁護士になりたいと考えるようになりました。ちょうど私が高校生の頃にLS制度が発足し、比較的弁護士になりやすくなったことも、後押しをしてくれました。

その後、弁護士を目指して大学に入学してはみたものの、意志の弱かった私は、様々な誘

惑に負け、なかなか勉強に身が入らないまま、漫然と大学生活を過ごしました。やがて、進路を決めなければならぬ時期がくると、大して勉強をしていないのに、弁護士という職業への憧れから無謀にもLS進学を決めました。進路として「就職」ではなく「LS」を選択することに迷いはありませんでしたが、経済的な面では大いに悩みました。高額な学費がかかるLSに進学する場合、多額の奨学金を借りることが必要不可欠だったからです（国立LSの受験に失敗し、私立LSしか合格できなかった。）。経済的な面でより悩みまし

### (2) LS在学中

LSに入学してからは、ようやく司法試験に向けて真剣に勉強に励むようになりました。私は「少数精鋭」を売りにした大学から「個性豊かな人が多いことが特徴」のLSに進学しましたが、そのLSでは、ソクラテス・メソッドを用いた講義が特に重視されていました。大学の一方通行の講義に慣れていた私は、LSの講義に慣れるまで本当に苦労したことが印象に残っています。

LS在学中には、常に経済的な不安を抱えた状態で勉強することを余儀なくされました。基本書などの教材費を削るわけにはいかず、

## ロースクールの実情と 法曹養成

生活費を切り詰め、奨学金をやり繰りして何とか生活する状況が、LSに在籍した三年間ずっと続きました。そもそも多額の奨学金を借りていることが、大きな精神的負担となっていました。もし合格できなかったら、自分の将来はどうなるのか、奨学金を返済できるのかなど、不安に襲われることが頻繁にありました。

このような厳しい状況を乗り切ることができたのは、LSでも法曹を目指して勉強する仲間がいたおかげだと思っています。私の通っていたLSは、他のLSと比べ、ギスギスしたような雰囲気があったことも幸いでした。多くの仲間とともに、適度に息抜きができるような環境で、しかも司法試験に向けて切磋琢磨できるという素晴らしい環境が整っていたと思います。

### (3) 修習生

無事に合格して修習生になっても、残念ながら、生活のために貸与金を借りて、さらに借金を重ねなければなりません。現在は、従前よりも低い給付額とはいえ、給費制が復活し、本当によかったと思います。

他方、修習生になってからは、

それまでの鬱憤を晴らすかのように、七月集會や修習生部会の活動に取り組みました。修習生時代の話や貸与制(給費制)については、また機会があれば書きたいと思います。

### 三 法曹養成の議論に思うこと

LS制度・法曹養成に関する議論を耳にすると、いつも「もつと当事者(法曹志望者)の立場に立つて考えてほしい」という感想を抱きます。法曹志望者数が減少の一途をたどる現状からすると、法曹養成のあり方の見直しは不可避だと思いますが、法曹養成制度に翻弄される当事者の切実な声はほとんど届いていないと思います。そもそも勉強で精一杯で、声を届ける活動をする余裕はありません。

私がLSでゼミを組んで一緒に勉強していた友人で、在学中に奨学金を借りながらも、結局、家庭の経済的事情からやむなく法曹を断念した方がいます。このように経済的事情から司法試験を諦めてしまい、奨学金による借金だけが残されるという方は少なくありません。私も奨学金と親からの支援で何とか生活できていた状況だったので、一回でも試験に落ちていたら、同じような状況に陥っていたと思います。法曹養成制度の議論では、「LS制

度の下では、裕福な家庭の子弟しか法曹にならない。法曹の多様性の喪失。」などと言われることがあります。しかし、前記のような友人の状況を目の当たりにしたことや私自身の個人的な事情から、他人事とは思えませんし、心情的に、制度上の問題と割り切って考えることはできません。(現在の法曹養成の問題点の指摘や議論を否定する趣旨ではありません)

LS制度の最大の問題は過大な経済的負担にあることだと考えていますが、LSをなくすべきとまでは思いません。法曹志望者の減少の原因は、LS制度そのものの問題というよりも、LS進学による過大な経済的負担と弁護士全体の収入の減少にあると思います。端的には、従来法曹を志望していたような方にとって、「割に合わなくなった」ということです。法曹志望者の減少に歯止めをかけ、優秀な人材を確保するためには、まず、経済的負担の軽減が最優先の課題だと思います。弁護士という職業の魅力を強くアピールしていくことができれば、なおよいと思います。



# 自衛隊を明記する憲法九条の改正案発議に反対する決議

## 1 押し付け改憲論議

### (1) 改憲を巡る情勢

自民党は、来年(二〇一八年)一月召集の通常国会に憲法九条への自衛隊明記を柱とする改正案を提示する方針を固めたと報じられている。

二〇一七年一〇月二三日の衆議院議員総選挙の結果、与党(自民党、公明党)が衆議院における三分の二以上の議席数を維持した。参議院における与党の議席数も三分の二を上回っているため、国会は、与党議員の賛成のみによって、憲法改正の発議(憲法九六条)ができる。また、日本維新の会、希望の党といった野党の一部勢力も、自民党による改憲発議に同調する危険性が高いと言える。

### (2) 改憲を望まない世論

しかし、同年二月三日付で発表された毎日新聞の世論調査によれば、国会が改憲案の発議を急ぐべ

きかという質問に対して、「急ぐ必要はない」との回答が六六%で、「急ぐべきだ」の二四%を大きく上回った。さらに同日付で発表されたFNNの世論調査では、安倍内閣が最も優先して取り組むべき課題は何かという質問に対し、「憲法改正」との回答はわずか

二・八%にとどまった。朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)による核開発やミサイル発射などの「脅威」が盛んに喧伝される中においても、上記のように世論は改憲に対して慎重な姿勢を維持している。

かような世論を無視し、不必要な改憲論議を国民に「押し付ける」ことは許されない。

### (3) 改憲の狙い

二〇一五年九月に強行採決された「戦争法」(安全保障関連法)により、自衛隊の任務に集団的自衛権の行使が加わった。そして「米艦防護」、「燃料補給」、P KO活動における「駆け付け警護」などの任務は現実

に実施された。しかし、これに飽き足りない米国トランプ大統領は、安倍政権に対しさらなる防衛協力・同盟強化を求めている。

こうして見ると、自民党が憲法九条改憲を傍若無人に進めようとする狙いは、いわゆる「フルスペックの集団的自衛権」を認めさせ、米国と一体化して武力行使ができるよう自衛隊の軍事力と任務をさらに強化・拡大する点にあるといえよう。これは、米国はもとより、軍事産業、多国籍企業、日本会議を筆頭とする右派団体の要請に応えるものであり、国民の意向を踏まえたものではない。

## 2 自衛隊明記の問題点

改憲案の具体的な中身についてはいまだ提案されていないものの、憲法九条二項の戦力不保持、交戦権否認規定を残したまま、自衛隊の存在を明記するものになるとされている。

このような改憲には、以下のような問題点がある。

## (1) 憲法九条二項の死文化

憲法九条二項で戦力不保持を定めておきながら、自衛隊の存在を九条に明記してしまえば、「自衛隊」という組織の内実を問わず、「自衛隊」は戦力不保持の対象である「戦力」ではないという解釈がまかり通ることになりかねない。

また、憲法九条二項は交戦権の否認も定めるが、明記される「自衛隊」が交戦権を行使しない（戦闘をしない）部隊であることの保証はない。

自衛隊の明記によって、自衛隊は憲法九条二項のコントロールの及ばない存在となり、憲法九条二項が死文化する。

## (2) 立憲主義の破壊

前述のとおり、二〇一五年九月、戦争法が強行採決された。集団的自衛権を容認したこの法律が、憲法九条や前文に違反するものであることは論を待たない。

今回の九条改憲は、本来であれば憲法上認めることのできない戦争法を事後的に追認することにより、国民各層からいまでも強く唱えられている戦争法批判の根拠をなくそうという意図のもとで進められている。すなわち、憲法違反の法律（戦争法）を、憲法を変えることによって合憲化するという主客転倒こそが今回の改憲の主眼なのである。このような改憲は、根本規範としての憲法をないがしろにするものであり、立憲主義を根底から破壊するものである。

## (3) 「公共性」を帯びる自衛隊による人権制約

自衛隊が憲法に明記されることによって、自衛隊が「公共性」を帯び、これが新たな人権の制約根拠になりかねない。例えば、以下のような危険性が挙げられる。

## ア 自衛隊基地のための土地収用が可能に

国が強制的に土地を収用できるのは、「公共の利益となる事業」についてであり、自衛隊基地は、土地収用の対象から除外されている（土地収用法三条）。しかし、明記によって自衛隊が憲法上の存在となれば、この「公共の利益となる事業」から自衛隊基地を除外する理由がなくなり、土地収用法が改正され、自衛隊基地のための収用が可能になることが予想される。

## イ 騒音・飛行差し止め等の訴訟が困難に

自衛隊が憲法上の存在となれば、自衛隊の活動によって生じる公害に対して住民が受忍しなければならない限度はより高くなる可能性があり、自衛隊基地の騒音・飛行差し止め等を訴訟で争うことが困難になりかねない。

## (4) 軍費の増大

予算編成における軍費は、事実上、GDPの約1%以内におさまってきた。しかし、自衛隊が憲法上の存在として積極的に容認されると、自衛隊の活動がより大がかりとなり、すでに世界有数の軍費がいつそう増大することが予想される。

## (5) 自然災害へ対応できない

二〇一五年一月に内閣府が実施した世論調査によれば、自衛隊が存在する目的について、「災害派遣」と

回答した割合が八・九%でもっとも多かった。このことから、国民がもっとも期待している自衛隊の任務は、防衛出動（自衛隊法七六条）のような任務ではなく、災害時における救援活動や緊急時の患者輸送などの「災害派遣」（同法八三条）であるといえる。

しかし、憲法九条に自衛隊が明記されれば、これまで以上に戦闘部隊としての位置付けが高まる。そして、前述のとおり、他国軍の後方支援やPKO活動の拡大などを定めた戦争法が合憲化されるために、ますます自衛隊の任務のうち、海外派兵等の任務の比重が大きくなる。海外派兵によって国外に出ているため、国内で地震や洪水などの災害が起きたときに自衛隊が対応できない、という事態は国民の期待とは裏腹である。

## 3 憲法九条が目指すもの

## (1) 「武力による平和」から「対話による平和」へ

憲法九条は、日本の侵略戦争において国内外で多くの死傷者を出したことの反省に立ち、戦争の放棄、戦力不保持、交戦権の否認を定めることによって、「武力による平和」を徹底的に否定したものである。

戦後間もなくの、国際社会の平和が武力によって保たれていたと考えられていた時代には、憲法九条は奇抜なものとして受け止められることがあったかもしれない。しかし、国家間の経済連携が進み、国民同士のコミュニケーション手段等が発達した現代においては、憲法九条が目指す「対話による平和」こそが国際

社会の潮流であり、「武力による平和」は時代遅れとなりつつある。

こうした潮流には、広島・長崎への原爆投下が生んだ悲惨な体験が全世界に浸透していったことで、ひとたび武力が行使されれば、人類は滅亡の危機に瀕しかねないという共通理解も大きく寄与していると言えよう。

このことの好例として、二〇一七年七月に国連で採択された核兵器禁止条約が挙げられるのであり、国際社会は、「武力による平和」から「対話による平和」への移行を着々と進めていることが分かる。

## (2) 逆行する日本政府

それにもかかわらず、日本政府は核兵器禁止条約の交渉に参加すらしなかった。

加えて、二〇一七年一月三日付の読売新聞の世論調査によれば、北朝鮮の武力威嚇への対応について、「対話重視」(四八%)が「圧力重視」(四一%)を上回っているにもかかわらず、日本政府は北朝鮮への圧力を強めることを表明している。北朝鮮に対して強硬論をとる米国防務省政権でさえも水面下で対話の途を探索していると報じられていることから見ても、その突出ぶりは異常である。

その上、日本政府は、前述のとおり、憲法九条の改正を目論み、軍事力の増強を狙っている。

このように「武力による平和」を重視する日本政府の動きは時代錯誤的であり、国際社会の潮流に反するものであり、強く非難されなければならない。

## 4 自衛隊を明記する憲法九条の改正案発議に反対する

### (1) 国民投票の危険性

憲法改正に際しては国民投票(憲法九六条)が行われるが、そのためには、国民に対して十分な説明と情報提供がなされることが不可欠である。しかし、これまでの戦争法や共謀罪法(テロ等準備罪法)をめぐる審議や森友学園・加計学園疑惑についての国会答弁を見れば明らかとなり、安倍政権は国民に対して十分な説明もしなければ情報提供も行っていない。したがって、討議が全く不十分なまま、憲法改正案が国民投票に付されてしまう可能性がある。

第一次安倍政権下で成立した改憲手続法(日本国憲法の改正手続に関する法律)は、改憲派が作った改憲のためのルールであり、不備が極めて多い。

例えば、発議から投票日までは六〇日から一八〇日までの短期間であるうえ、発議する側が改憲に有利となるよう期間を恣意的に設定することができる(同法二条一項)。また、改憲案に対する賛成・反対を呼びかけるテレビCM放送は投票日一五日前までは無制限であるし(同法一〇五条)、「私は改憲に賛成です」と表明する「意見表明CM」は投票日当日まで許される。そしてこうした広告・宣伝にかかる費用に上限は設けられていない。そうすると、豊富な資金力を持つ改憲勢力が圧倒的に有利な状況になりかねない。

また、公務員や教育者の「地位利用による」国民投票運動の禁止(同法一〇三条一項、二項)や「組織的多数人買収・利害誘導罪」の創設(同法一〇九条)は、不明瞭な要件のために自由な表現活動を萎縮させてしまう。さらに、できるだけ多くの国民の意思を反映させるための最低投票率の制度が導入されていない。

このように国民投票法に重大な欠陥がある以上、改正案の発議自体をさせないことが決定的に重要である。

### (2) 自衛隊明記の改憲案発議阻止を

憲法九条は、戦争放棄、戦力不保持を通じて徹底した恒久平和主義を定めている。それとともに、平和なくして人権保障はありえないとの意味では、すべての人権を根源から支える規定であるとも言える。このように平和主義を規定し、基本的人権の保障の基盤である憲法九条が、いま安倍政権によって蹂躪されようとしている。

こうした動きを阻止するためには、「安倍九条改憲NO! 全国市民アクション」が提起した「安倍九条改憲NO! 三〇〇〇万人署名」を実現することが極めて重要である。

私たち青年法律家協会は、憲法を擁護し平和と民主主義及び基本的人権を守ることを目的として一九五四年に設立され、以来、一貫して平和と民主主義を守る活動を推し進めてきた。

当部会は、設立の趣旨に立ち返り日本国憲法の先駆的な価値を確認するとともに、自衛隊明記の憲法九条改正発議を阻止するために、全国の市民と共に

## 新人弁護士を 迎える みなさまへ

▶入会の案内に青法協  
の紹介リーフレットを  
ご活用ください。  
(注文は本部事務局まで)



### ▶青法協新人ガイダンス開催

2018年1月25日(木) 18時より、  
弁護士会館1008で新人ガイダンス  
を開催いたします。お誘い合わせの  
上、ご参加ください。

そのほか、各種企画につきましては、ホームページ  
の「イベント・学習会のお知らせ」をご参照ください。  
本部に寄せられた支部の企画も掲載しています。



二〇一七年二月二六日

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
第三回 常任委員会

奮闘することを宣言する。あわせて、自衛隊明記の  
憲法九条改正発議に反対するすべての勢力が国会の  
内外で広く連携することを強く呼びかける。

## 今後の日程

### 【第4回常任委員会】

\*2018年 3月 2日(金)～ 3日(土) 北陸・金沢

### 【第49回定時総会】

\*2018年 6月23日(土)～24日(日) 京 都

## 各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局  
までご連絡ください。

### 【憲法委員会】

1月18日(木) 10時半～ 青法協本部

### 【広報委員会】

1月23日(火) 18時～ 青法協本部

## 編集後記

▼二〇一七年も残りわずか。▼一月当初に立てた  
目標は、想像以上の成果をみたものもあれば、全  
く達成できなかったものも。しかし、総じて学びの  
毎日でした。▼ただ、多忙を極め、自分を見つめ  
る時間が足りませんでした。また任された仕事の  
重さと業務の多さに疲弊したことも幾度もありま  
した。▼来年は、内省の時間と今後を考える時間をもう少し取りたい  
と思います。▼良き弁護士は、充実した弁護士の精神から生まれるはず  
ですから。  
(磯部 たな)